

## 届出の軽微な変更

「軽微な変更」は建築物省エネ法施行規則第 13 条に規定する変更後も建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更であります。以下は「軽微な変更」の一例になります。

### 非住宅部分

- ・ 建築物高さもしくは外周長の減少
- ・ 外壁、屋根もしくは外気に接する床の面積の減少
- ・ 空調負荷の軽減となる外皮性能の変更
- ・ 設備機器の効率向上・損失低下となる変更
- ・ 設備機器の制御方法等の効率向上・損失低下となる変更
- ・ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設、増設

### 住宅部分

- ・ 外皮断熱性能の向上
- ・ 設備機器の効率向上・損失低下となる変更
- ・ 設備機器の制御方法等の効率向上・損失低下となる変更
- ・ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設、増設